

## 答 申

### 第1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定は、妥当である。

### 第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成28年和歌山県条例第12号）による改正前の和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成25年11月25日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対し「作成又は取得していないため」との理由で対象公文書を保有していないとする非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成25年12月10日付け海建管第6270号で異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成25年12月12日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第4条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

### 第3 異議申立ての内容要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、管理課長の認める行方不明の理由書及び理由書に記載根拠となる裁判記録、地権者除外のために作成した土地所有者名記載の土地所在図等を元に戻し、永久保存文書7110号を知事決裁文書とすることを求めるというものである。

## 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 諮問第 57 号答申における実施機関の説明と管理課長の説明が異なっており、管理課長は 7110 号に理由書、裁判記録等が添付されていたことを認めたこととなる。
- (2) 実施機関は、理由説明書において、「異議申立人に来所してもらい、請求内容の確認を口頭で行った」と記載するが、異議申立人がその日県庁に行ったという事実は存在しない。
- (3) 県は、捏造文書を多数連発させ、「公函訂正に不正を疑わねばならない行為」を実在させている。

## 第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、異議申立てに対する理由説明書並びに審査会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

実施機関は、請求文書の特定が困難であったため、平成 25 年 11 月 27 日に異議申立人に来所してもらい請求内容の確認を口頭で行った。

『7110 号に添付されていた理由書裁判記録（55、第 16 号不動産仮申請事件）等なくなった理由及び責任者に対する調査報告書』とあるが、これは仮に海草振興局建設部で、永久保存文書であったものをなくしてしまったので、その理由を当時の担当者に調査して作成した報告書のようなものを指すのか。」と確認した結果、異議申立人からの回答は、「そうである。」とのことであった。

平成 13 年海建第 7110 号文書は、現在も海草振興局建設部管理課に保存期間永久文書として保存されているが、異議申立人のいう「理由書裁判記録（55、第 16 号不動産仮申請事件）等」の書類はもともと添付されておらず、その一部分がなくなった事実もないため、添付書類がなくなった理由及び責任者に対する調査報告書は作成していない。

よって、「作成又は取得していない」との理由により、非開示決定を行ったものである。

なお、請求書中に「同意書の添付されていない理由等説明する為に添付していたことは課長（〇〇）は認めているが」との記載があるが、管理課〇〇課長はそのような事実は認めていない。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

### 2 本件処分の妥当性について

本件開示請求の内容は別紙のとおりであり、異議申立人のいう平成13年第7110号文書とは海草振興局建設部管理課（当時。現在の同部管理保全課）が保有する「地図訂正の同意について 平成13年1月18日起案」のことである。この7110号文書から理由書、裁判記録等がなくなった理由及び責任者に対する調査報告書が請求対象となっている。

理由書、裁判記録については、過去に審査会における諮問第60号、第62号その他の答申の中で、7110号文書には「異議申立人が存在したと主張する理由書及び判決書写しについては、添付されていなかったと見ることが相当である」と判断されており、本件においてもこの判断を覆す事情は見当たらない。なお、当該答申の「判決書写し」と本件開示請求での「裁判記録」とは同一のものであると見ることが相当である。

以上から、実施機関が当該文書については「もともと添付されておらず、その一部分がなくなった事実もないため、添付書類がなくなった理由及び責任者に対する調査報告書は作成していない」とする実施機関の説明に特段不合理な点はない。

よって、実施機関が「作成又は取得していない」として非開示決定を行った本件処分は妥当である。

### 3 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、異議申立人は、実施機関職員の対応や公図訂正事務に関して種々の主張をしているが、当審査会は、条例の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機関が行う開示決定等の妥当性について調査審議する機関であり、異議申立人の当該主張の是非については、当審査会の判断するところではない。

第6 答申に至る経過

年月日	審査の経過
平成26年1月6日	○諮問（実施機関）
平成26年1月30日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成26年2月10日	○異議申立人からの意見書を受理
平成29年3月16日	○審議
平成29年4月25日	○審議
平成29年9月25日	○審議
平成29年11月2日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成30年3月6日	○審議
平成30年3月8日	○異議申立人からの意見書を受理
平成30年3月23日	○異議申立人からの追加意見を受理
平成30年4月24日	○審議
平成30年8月30日	○異議申立人からの意見の聴取
平成30年9月18日	○審議
平成30年10月2日	○審議

[別紙]

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
平成 25 年 11 月 25 日	平成 13 年第 7110 号文書は、和歌山県知事に対する公函訂正同意願書である。同意書の添付されていない理由等説明する為に添付していたことは課長（〇〇）は認めているが、現在行方不明だと証言した。この 7110 号に添付されていた理由書裁判記録（55、第 16 号不動産仮申請事件）等なくなった理由及び責任者に対する調査報告書の開示。